

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學神道文化学部所蔵『新嘗祭』の解題と翻刻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 大樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001755

國學院大學神道文化学部所蔵『新嘗祭』の解題と翻刻

木村 大樹

一、書誌及び解題

國學院大學神道文化学部に『新嘗祭』という近世の新嘗祭に関する資料（資料番号：1762/N72、以下「本資料」）が所蔵されている。資料名は表紙直書の外題から採り、内題は記されていない。墨付三十七丁（半丁につき概ね八行、朱筆あり）の結び綴で、法量は横二〇・九cm×縦三〇・九cmである。若干の虫損等は認められるものの、修補が施されており、概ね判読が可能とみてよい。

本資料には、冒頭から五丁表にかけて、彩色を施した四点の図が見開きで描かれている（ただし図一のみ二丁半分）。これらは「清涼殿鋪設図」（二丁表～二丁表、以下「図一」）、「紫宸殿」（二丁裏～三丁表、以下「図二」）、「神嘉殿」（三丁裏～四丁表、以下「図三」）、「神嘉殿（前カ）□庭図」（四丁裏～五丁表、以下「図四」）というように、概ね新嘗祭

当日の天皇の動きに沿った順で、各殿の設えの様子を平面図で描写したものである（各図は翻刻部分を参照のこと）。六丁表から続く本文は、儀式・場面ごとの比較的大きな転換を示すと考えられる「∴」という記号により概ね時系列に沿って記され、その前段や間に行われる特記すべき事項・次第と考えられる部分に「・」という記号が付されている（「∴」「∴」の記号は全て朱筆）。

「∴」記号が付されるのは、以下の九項目である。

①「南殿之儀」（九丁裏～十二丁表）

∥ 天皇の紫宸殿出御と御輿乗御、神嘉殿行幸に関する次第（十一丁裏～十二丁表に列次の表記あり）

②「中和院之儀」（十二丁裏～十五丁表）

∥ 天皇の神嘉殿出御と御湯殿儀、また神饌行立の整列などの次第

③「神饌之儀」（十五丁裏～二十三丁表）

∥ 天皇の御手水儀・神饌供進儀・直会儀に関する次第（「∴」の事項が続く。十五丁裏～十六丁表に神饌行立の列

次の表記あり）

④「内々入御之而 供替之儀」（二十三丁裏～二十六丁表）

∥ 晝儀に際して宵儀から供替する装束・設え等の事項八点（一つ書き）など（途中、「∴」の事項あり）

⑤「還御之儀」（二十六丁裏～三十丁表）

∥ 天皇の紫宸殿還御と清涼殿入御に関する次第

⑥「大殿祭之儀」（三十一丁表～三十三丁表）

∥ 清涼殿・紫宸殿及び承明門などへの大殿祭の次第

⑦「留守藏人商量之儀」(三十四丁表)

天皇の入御・出御・還御などに伴う、留守藏人の行うべき事項六点(一つ書き)

⑧「解斎御手水・御粥御装束之儀」(三十五丁表～三十六丁裏)

解斎御手水と解斎御粥に当たつての、清涼殿御手水間の設えに関する次第

⑨「供進之儀」(三十六丁裏～三十七丁裏)

解斎御粥の供進に関する次第

また「一」記号には、①「南殿之儀」の前に装束類の用意や斎火・御湯殿の鋪設に関する事項七点(六丁表～九丁表)、②「中和院之儀」内に「公卿以下起座」「御湯殿儀」という同時並行的に行われる次第が上下に並置される形式で二点(十四丁裏～十五丁表)、③「神饌之儀」末尾に「撤_二寢具_一」「内々 入御」(宵儀終了後に天皇が一度内々に入御(清涼殿か)したことがわかる)の二点(二十三丁表)、④「供替之儀」後半部に「内々 出御」「先御浴」「供_二寢具_一」の三点(二十五丁裏)がそれぞれ記されている。

では、本資料の成立はどの時期であろうか。奥付などの情報が明記されていないため、正確な成立・書写年代や書写者等を知ることができないが、おおよその時期を推定してみたい。

まず冒頭掲載の図三・四や本文中にも描写・記述されている通り、本資料は神嘉殿で行われた新嘗祭の様子を記している。古代から続いた新嘗祭は、後花園天皇の寛正四年(一四六三)を最後に二百二十年以上中断した。その後、まず大嘗祭が再興された東山天皇の貞享四年(一六八七)の翌年、元禄元年に「新嘗御祈」として再興された。これは近世に全国の神職を支配・統括した吉田家(平安時代中期以降、神祇大副を継承した卜部氏の一流)が、邸内の宗源殿という場所で行った独自の略儀的な新嘗祭といえる。本格的な天皇出御・親祭による新嘗祭は、それから五十年

以上経た桜町天皇の元文五年（一七四〇＝桜町天皇による大嘗祭再々興の翌々年）に再興されたのである。⁽¹⁾

ただし、この段階の新嘗祭は、平安時代以来の新嘗祭本来の斎場であった中和院（大内裏内で内裏西側に位置）の正殿としての神嘉殿がなかったため、内裏の正殿である紫宸殿を「神嘉殿代」として行われた。神嘉殿が再建されたのは、光格天皇の寛政三年（一七九一）である。『禁裏執次詰所日記』（『光格天皇実録』所収）には、神嘉殿再建の過程について、寛政三年九月二日に「木造始」（着工儀式）と「御地曳」（現場の地ならし）、同十一月三日に「御上棟」（棟上げ）、同十二日に「御造立出来」（落成）に伴う「引渡」（移管）したことが記されている。新造された神嘉殿を斎場とした新嘗祭は、同二十日に行われた。即ち、神嘉殿における新嘗祭の様子を描く本資料の成立が、寛政三年以降であることは疑いない。

また、本資料の本文部分には、計三枚の貼紙（七丁表・九丁表・二十五丁表）が付されている。一枚目には寛政十二年（一八〇〇）と翌享和元年、二枚目には寛政十一・十二年と享和元年、三枚目には寛政十一年といったように、連続する三ヶ年の新嘗祭における事例が示してある。そのため本資料は光格天皇の御代、享和年間からさほど下らない段階で成立もしくは書写された可能性が高いと考える。なお、二枚目の貼紙には寛政十一・十二年に御斎服と御贖を供進した「資董朝臣」、同十二年の奉行を務めた「頼寿朝臣」、御湯殿奉仕を行った同人及び「延光」という人名が記されている。本資料中、具体的な人名が記されるのはこの三名のみであり、これらは『弁官補任』寛政十一（享和元年条）によると、それぞれ烏丸資董（藏人頭、〈寛政十二〉右中弁↓〈同十二〉左中弁）・葉室頼寿（藏人頭、〈寛政十二〉左中弁↓右大弁）・日野西延光（藏人、〈寛政十二〉権右中弁↓右中弁）と判明する。

そして三枚の貼紙には、いずれも御湯殿奉仕に関する、各年における本文記載事項とのかかなり詳しく細かい相違点（物品の設置場所の異同など）が記載されている。また二枚目の貼紙には、神嘉殿西庇に設けられた御湯殿の設えに

ついで、寛政十二年の図（図七参照）の上に享和元年の図（図八参照）を別紙で貼り付ける形で、双方の設えの差異を重ねて比較できる形になっている（翻刻部分では活字化の都合上、図七・八を左右に並べて掲示した）。

本文中における挿入図は、同じく御湯殿図が二点（八丁裏〈図六参照〉・二十四丁裏〈図九参照〉）と、清涼殿西庇の御手水間の鋪設図（三十五丁裏〈図十参照〉）、御手水具配置図（三十六丁表〈図十一参照〉）、そして解斎御粥の際の御台盤供進図（三十七丁裏〈図十二参照〉）の計五点である。神事の中核となる神饌供進儀については淡々と次第が列記されるのみである。さらに、本文中の朱筆箇所も抽出してみると以下のようなになる。

①の前段事項七点・天皇の各装束の弁備に関する「御内儀」（奥向）と「出納」（藏人所に置かれた官職で、物品の出納役であるとともに、藏人方の地下官人の催沙汰を担った）の別を示す注記（六丁表〜七丁表、七丁表貼紙）

①南殿之儀…出御行列における「御服奉仕之人」に関する注記二箇所（十一丁裏〜十二丁表）

②中和院之儀…「供寝具」「整神膳行列」「申し時」「称警蹕」の各次第における、藏人（奉行）の命令伝達等の時機に関する注記四箇所（十五丁表）

③神饌之儀…「八女（采女）」の神嘉殿昇殿、及び内侍の「撤寝具」を、藏人が催す時機に関する注記二箇所（十七丁表・二十三丁表）

④供替之儀…暁度の神事における、前記「中和院之儀」と同様の次第に関する藏人の命令伝達時機に関する注記四箇所（二十五丁裏〜二十六丁表）

⑤還御之儀以降…なし

つまり、朱筆箇所は大部分が藏人の担う次第に関する部分ということになる。そのため挿入図及び貼紙に示された

図の内容と併せて考えるならば、本資料は新嘗祭の現場において、藏人が祭儀の次第を確認するための儀注のような性格のものとして、成立したと考えられるのではないだろうか。⑦「留守藏人商量之儀」のような項目が立てられているのもこのためだろう。さらに先に示した烏丸・葉室・日野西の三人がいずれも藏人（頭）であったことも鑑みると、本資料の成立・書写にこれら三人のいずれか、もしくはそれに近い人物が関わっていたと考えることもできる。

二、冒頭掲載図の分析

最後に、本資料の記載内容についても些か触れておきたい。本稿では紙幅の都合上、冒頭に掲載された四点の図についての分析（図像解説）を試みる。

これらは前述のとおり、いずれも新嘗祭当日の清涼殿・紫宸殿・神嘉殿の様子を順に描いている。まず図一は清涼殿を描き、東孫庇の昼御座前（東）から南にかけて、天皇が紫宸殿に出御する際に歩くための筵道布（有紋）が敷かれている。筵道は石灰壇の前を通って落板敷の年中行事御障子前で東に折れ、長橋を経て紫宸殿に至る。また清涼殿西庇南端の鬼間には円座に「殿下料、出納小忌」と注記があり、資料の成立年代が明確でないため「殿下」が誰かは判別できないものの、御服奉仕の近臣や議奏公卿などが着した出納小忌（別勅小忌とも称する、神事の際に袍の上から着用する上衣）が置かれている。これは七丁裏「出納小忌分配」の「殿下一領、合目摺置^二鬼間円座上、^一」と対応する。なお、鬼間がこのような平安時代以来の配置に復したのは寛政度内裏からであり（応永→宝永度は南庇東端⁸）、このことも本資料が寛政度以降のものであることを示している。

次の図二は図一の清涼殿から繋がる紫宸殿を描く。清涼殿から敷かれた筵道布は、紫宸殿北簀子縁の西戸まで続き、

殿内には敷かれていない。そして母屋中央の高御座前方にあたる南簀子縁上にも、御輿を置く薦と天皇が母屋を出て御輿に乗御するために歩く筵道が敷かれている。さらに鈴櫃や契櫃を置くと考えられる薦（『江家次第』新嘗祭条「女官予持」大刀契櫃、置殿西南縁、四糸記、契櫃并鈴櫃持候如常、但大刀不候云々、真信公口伝、亦大刀不候云々）も階上西側に敷かれた。天皇はここから神嘉殿に行幸するのである。なお、本図は①「南殿之儀」（九丁裏十二丁表）の記述と対応する。

続く図三には、新嘗祭の中核神事が行われる神嘉殿の設えが描かれている。他図と比べて注記が多く施されており、設えの詳細な様子を知ることができる（図五の筆者翻刻図も参照のこと）。まず神嘉殿南階下に御輿を寄せる薦と降輿のための筵道布が敷かれている。図一・二でみられた有紋の筵道布と異なり、無紋の白布が敷かれているのは、神事が行われる神殿であることによるものであろうか。南簀子縁にも南庇に参入するために敷かれた筵道が描かれている。また階下には「鈴鑰櫃下敷薦」と「契櫃下敷薦」が敷かれるが、これは②「中和院之儀」十四丁表の「契櫃昇居西幔外砌上葉薦上、鈴鑰櫃昇居南階西砌上葉薦上」（傍線筆者）と対応している。

近世再興の神嘉殿（図三・五）には、平安時代以来の神嘉殿と大きく異なっている点がある。一つ目は、神嘉殿が内裏西側の中和院の正殿としては建てられておらず、内裏の築地内、月華門を出た付近に神嘉殿単独で存在している点である。¹⁰清涼殿西側に廊下で連絡する公卿諸大夫間（寛政度造管内裏以前に公卿諸大夫間と同じく接続していた殿上間は、清涼殿南庇に復して移設）の南に造営されているのである。¹¹そして二つ目は、平安時代以来の神嘉殿の母屋が南北二間・東西七間（四面庇）であったのに対して、近世神嘉殿の母屋は南北二間・東西五間（四面庇）になっている点である。¹²東西の間数が二間減じたことで、殿内各部の用法・設えも異なっている。『江家次第』神今食条の「中和院神今食御装束、新嘗祭并十一、月神今食同、」¹³によると、平安時代の神嘉殿は母屋を東西三区画に分けて、中央三間を神事のある「神殿」、東側二間を采女や宮主の候する「采女候所」、西側二間を天皇の控える「御在所」とし、西庇に天皇が

小忌御湯を行う「御湯殿」が設けられていた。これに対して、本資料の描く近世神嘉殿は、母屋を東西二区画に分け、東側三間を「神殿」、西側二間を「御在所」としている。「御湯殿」が西庇に設けられることに変わりはないが、「采女候所」が母屋から東庇に出される構造に変化しているのである。

さらに細かい本図の殿内装飾についても、『江家次第』同条の記述をもとに以下に分析してみる。

御装物所「北戸外庇内敷^二小筵^一二枚、為^二御装物所、(略)^一

御装物所、在^二庇第一間敷、近代在^二第二間、

Ⅱ 図では同条中の「近代」の例と同じく、北庇西第一間に御装物所(天皇の更衣のための場所)が設けられる。

御湯殿「西庇戸内供^二御湯船・御床子等^一、御床子敷^二小畳^一、御湯船、東西床子二脚並^二立其北^一、妻、件御湯船無^レ杓、

御湯船西壁設^レ樋、伝^二御槽^一、樋口壁外居^レ斗、

Ⅱ 図でも西簀子に置かれた案上の斗より、樋を通して西庇内の御槽に御湯が伝えられる仕組みである。なお、その南には「御服辛櫃」が置かれ、六丁表の記述と対応している。

采女座「東塗籠二間内、敷^二美濃長筵三枚^一、(略) 供奉采女座、

Ⅱ 前述のように、図では母屋東二間(東塗籠二間)ではなく東庇内が采女候所となっている。三枚の筵にそれぞれ「采女」「座長」「筵三帖」と記されるが、同条のように「采女座、長筵三帖」と解するのが妥当であろう。

執柄座「執柄被^レ候^二南庇西第一間^一、

Ⅱ 図では注記がないが、同条により執柄(扨関)の座であることが判明する。

女官座「中央塗籠北戸東西掖対座、敷^二葉薦^一為^二女官候所^一、

Ⅱ 図でも同条と同じく女官座の葉薦が対座して敷かれる。

白木灯楼「灯楼八本預儲、供^二奉御在所并神殿内^一、主殿寮供奉、件白木灯爐在^二神殿并御在所四角^一、

Ⅱ図では神殿に「白木灯楼毎^レ隅各二」と注記があるが、御在所には灯楼は描かれず灯台とみられる描写がある。なお、神殿四隅に「大嘗会本文屏風八帖」（各二帖）、御在所四隅と東側を除く壁下に「大嘗会倭画屏風七帖」が置かれている。これらは大嘗祭の際に作製・使用されたものであり、これが恒例の新嘗祭を行う神嘉殿に置かれていることは興味深い。

最後の図四は、神嘉殿とその付属各舎の構造・配置を示した図である。神嘉殿の南側東西には東舎と西舎が向かい合って建ち、その内側に炬火屋と近衛幄が建っている。『江家次第』同条によると、東舎には「設^二小忌親王以下弁以上座^一」とあって公卿などが候したことがわかるが、本資料でも同様に東舎に采女・伴造以下が候したこと（十三丁表七行目・二十二丁裏五行目など）、西舎に公卿以下が候したこと（十三丁裏六行目など）がわかる。他にも同条と本図・本文を照らし合わせることで、朱筆で描かれた幔、中門代・中和門代や兵衛幄など、おおよその描写を特定することができる。また本図には、図三（図五）で神嘉殿の北庇東第三間から北に延びた「仮廊下」が、幔外の殿舎に接続している様子が描かれる。これは前述のように、清涼殿西側に連絡した「公卿諸大夫間」であると考えられる。

以上、本資料の掲載図について大まかな分析を試みた。本稿では、本資料の翻刻・紹介のみで、諸本の所在や系統の分析、そして同時代の新嘗祭の次第書・儀注との比較・分析、また平安時代〜中世の新嘗祭次第との比較などを行うことはできなかった。これについては本資料を活用し今後の検討課題としたい。

註

- (1) 近世新嘗祭の再興過程については、阪本是丸「近世の新嘗祭とその転換」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊四、平成三年、のち同『近世・近代神道論考』平成十九年、弘文堂)にまとめられている。その他、貞享・元文度の大嘗祭再興と関連して、武部敏夫「貞享度大嘗会の再興について」(『書陵部紀要』四、昭和二十九年、のち岡田精司編『大嘗祭と新嘗』昭和五十四年、学生社)、同「元文度大嘗会の再興について」(『大正大学大学院研究論集』一〇、昭和六十一年、のち岩井忠熊・岡田精司編『天皇代替り儀式の歴史的展開―即位儀と大嘗祭―』平成元年、柏書房)も参照した。
- (2) 宮内庁書陵部編、藤井讓治・吉岡眞之監修・解説『光格天皇実録』二(天皇皇族実録一二七)、平成十八年、ゆまに書房、六九九―七〇〇頁。
- (3) 前掲注2、七〇七―七〇八頁。
- (4) 前掲注2、七〇八頁。
- (5) 前掲注2、七〇八―七〇九頁。
- (6) 飯倉晴武校訂『弁官補任』三、昭和五十七年、続群書類従完成会、六四―六五頁。
- (7) 黒板勝美編『公卿補任』五(新訂増補国史大系五十七(新装版)、平成十三年、吉川弘文館)寛政十二年条には、「十一月一日齋火御飯、陪膳頼寿朝臣。同夜御禊、奉行頼寿朝臣。五日於神祇官代新嘗祭卜定。十三日新嘗祭行幸召仰、上卿按察大納言、弁左少弁明光、奉行頼寿朝臣。同夜新嘗祭行幸、奉行頼寿朝臣。十四日解齋御粥、陪膳資董朝臣、奉行頼寿朝臣。」(一三二頁)とある。

- (8) 藤岡通夫『京都御所〈新訂〉』昭和六十二年、中央公論美術出版など参照。
- (9) 神道大系編纂会編・渡辺直彦校注『江家次第』(神道大系 朝儀祭祀編四、平成三年、神道大系編纂会) 四八二頁。
- (10) このため藤田覚『江戸時代の天皇』(天皇の歴史6、平成二十三年、講談社)は、古来の中和院正殿としての形式ではない近世の神嘉殿が、「神嘉殿代」や「中和院代」と称されていたことを指摘している(二五二頁)。ただし本資料上では、「神嘉殿」「中和院」と称されている。
- (11) 前掲注8。
- (12) 平安時代以来の神嘉殿の構造については、丸山茂「平安時代の神嘉殿について」(『日本建築学会論文報告集』三二六、昭和五十八年のち同「神社建築史論―古代王権と祭祀―」平成十三年、中央公論美術出版)を参照。また近世再興の神嘉殿については、宮内庁書陵部蔵「新嘗祭神嘉殿敷設図」(265・47、鷹司政熙写)や東京都立中央図書館木子文庫蔵「内裏(寛政度)神嘉殿指図(寛政11)」(木34―1―1、外題「寛政十一年未二月日神嘉殿御修復之絵図木子」、寛政十一年)などでも同様の構造を確認することができる。
- (13) 前掲注9、三八三―三八四頁。
- (14) 『江家次第』同条からみる中和院内の各殿・各施設や神嘉殿内の様子については、拙稿「天皇親祭をとりまく人々―神今食の祭祀構造と場―」(『神道史研究』六六一―一、平成三十年)で考察とともに作表及び作図をしており、本資料における描写と概ね同様であることが理解できる。

付記

本研究は、國學院大學研究開発推進機構学術資料センター（神道資料館部門）における研究事業「神道祭祀・儀礼の研究と展示公開」の成果の一端である。

【凡例】

- ・漢字は通用の字体に改めた。
- ・改行や割注などは出来るだけ原本と近い形になるようにし、訓点・読点を適宜施した。但し、割注の中でさらに割注で記された部分に関しては、活字の都合上、割注とせず一行のまま【】で囲み、改行箇所を／で示した。
- ・欠損箇所は□で示し、残画や文脈から推定可能な場合には右傍に○で付した。
- ・朱筆箇所は「」で囲んだ。但し、項目記号と思われる『∴』『∵』については、全て朱筆であるため「」で囲んでいない。
- ・本文中に引かれた縦線・横線などは原本の形式に従い、貼紙は囲み線で示した。また人名注は右傍に（）で記した。

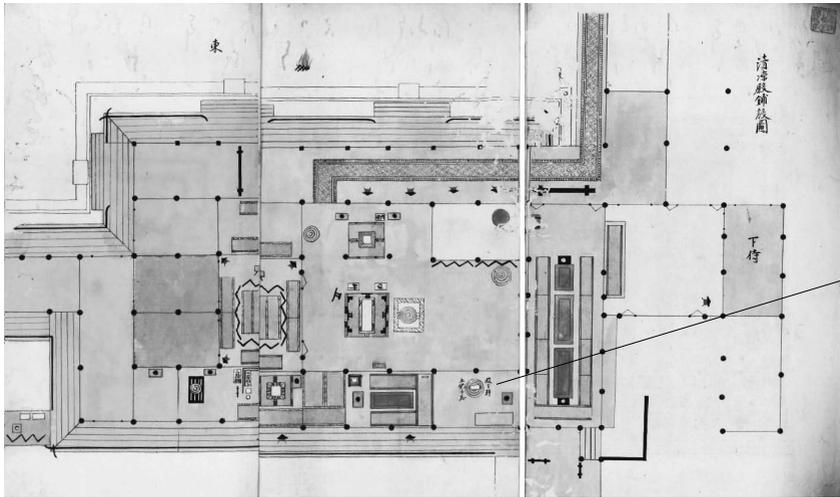
【翻刻】

- 一丁表～二丁表 清涼殿鋪設図（※図一参照）
- 二丁裏～三丁表 紫^{（宸殿）}□□（※図二参照）
- 三丁裏～四丁表 □^{（神）}嘉^{（殿）}□□（※図三・五参照）
- 四丁裏～五丁表 神^{（嘉殿）}□□庭^{（前カ）}図（※図四参照）

二丁表

一丁裏

一丁表



「殿下料」「出納小忌」

図1 清涼殿鋪設図 (図上側が東)

三丁表

二丁裏

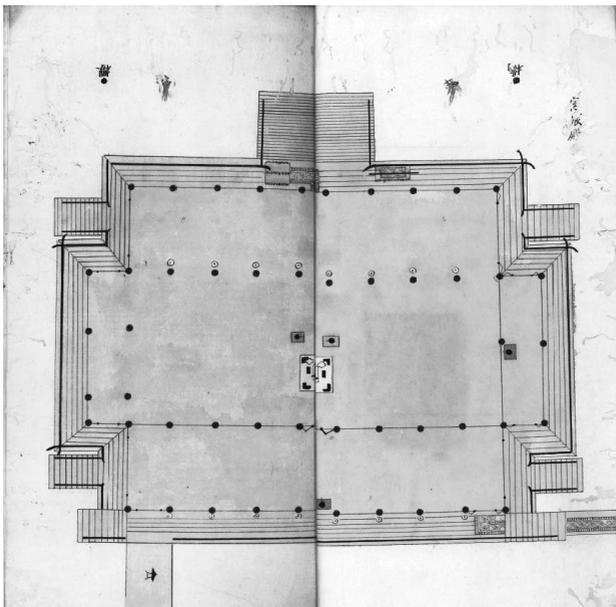


図2 紫宸殿 (図上側が南)

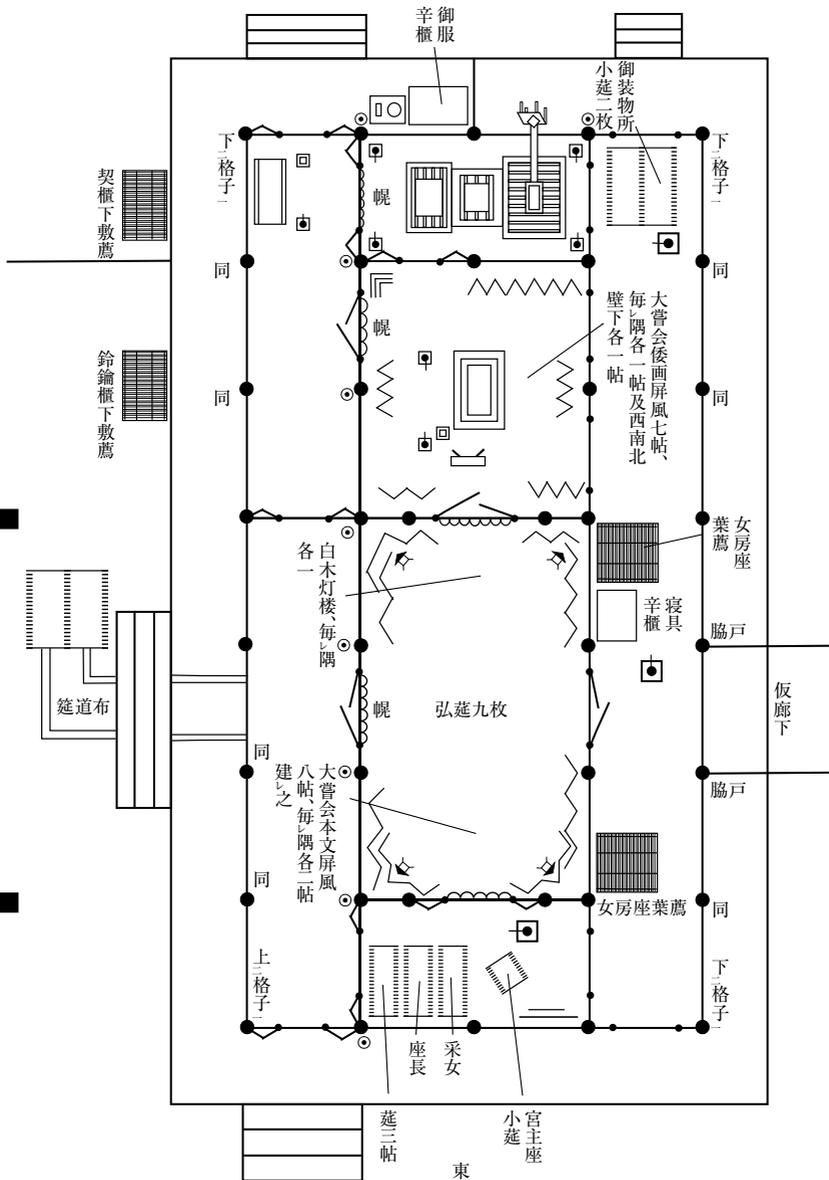


図5 神嘉殿（翻刻）

(図3をもとに、上側が西になるよう回転して筆者翻刻。ただし文字は適宜回転・配置変更し、訓点を施した。)

五丁裏 (空白)

・御服韓櫃一合、出_レ自_二御内儀_一点檢之後、遣_二置神嘉殿西簀

子妻戸下_一、非藏人運送、令_三小舎人_一・所衆等守_二護之_一、

〔御内儀〕 御斎服 一領、御腰帶一筋、

〔同〕 御襲 一領、御腰帶一筋、

〔同〕 御袴 一腰、

右以_二生_二幅裕絹_一裏_レ之、盛_二柳筥蓋_一、

〔御内儀〕 御斎服 一領、御腰帶一筋、

〔同〕 御襲 一領、御腰帶一筋、

〔同〕 御袴 一腰、

右以_二生_二幅裕〔絹力〕裏_レ之、盛_二柳筥蓋_一、

〔出納〕 天羽衣 一襟、

〔御内儀〕 明衣 一襟、

右納_二柳筥一合_一、天羽衣上、居_二土高坏_一、

〔出納〕 天羽衣 一襟、

〔御内儀〕 明衣 一襟、

右納^{〔出納〕}柳筥一合、^{天羽衣上、}居^{〔出納〕}土高坏^{〔出納〕}、

波絹 一枚、

波絹 一枚、

御幘^{〔御内儀〕} 一筋、 納^{〔御内儀〕}柳筥^{〔御内儀〕}居^{〔御内儀〕}土高坏^{〔御内儀〕}、^{宵・曉同物、無〔供替〕}

〔六丁裏

御笏^{〔御内儀〕} 一枚、 納^{〔御内儀〕}袋盛^{〔御内儀〕}筥蓋^{〔御内儀〕}、

已上納^{〔御内儀〕}韓櫃一合、^{奉行以下藏人、点〔檢之〕}

帛御挿鞋^{〔御内儀〕} 一足、 盛^{〔御内儀〕}柳筥蓋^{〔御内儀〕}、

右取^{〔御内儀〕}出自^{〔御内儀〕}韓櫃、以^{〔御内儀〕}出納^{〔御内儀〕}下^{〔御内儀〕}内豎^{〔御内儀〕}、

自余^{〔御内儀〕}二足同取出、置^{〔御内儀〕}申沙汰間^{〔御内儀〕}、

〔七丁表

〔貼紙〕 七丁表

〔寛〕 政十二年十一月十三日、有^{〔御内儀〕}三真^{〔御内儀〕}御浴^{〔御内儀〕}、

一 明衣 二重、^{宵・曉}

一 御手拭 六、^同

一 御足拭 二、^同

〔出納〕 天羽衣

〔御内儀〕 明衣 一襟、^{二襟也、}

〔同〕 御手拭 三、

〔同〕 御足拭 一、

一 檜杓 二柄、無_二供替_一、

右納_二柳筥_一一合、
以_二天羽衣_一為_二最上_一、其次明衣、居_二土高坏_一、

右之_分加増、自_二御内儀_一出、

翌享和元年十一月十八日同_レ上、

右同断之外、

一 檜御湯桶 一、無_レ台、無_レ供替、

右又加増、同_レ上、

・ 出納小忌分配、以_二奉行藏人命_一預_レ之、

殿下_一領 合目摺 置_二鬼間円座上_一、

伝奏_二領 合目不_レ摺 置_二伝奏部屋_一、

議奏_五領 合目不_レ摺 職事持参附_レ之、

職事_四領 合目摺 置_二申沙汰間_一、

藏人_四領 合目摺 置_二東間_一、

留主弁_一領 合目摺 置_二申沙汰間_一、

御服奉仕_一領 合目不_レ摺 納_二出納韓櫃_一副_二分配書於_一、

「七丁裏

已上各添_レ筥、

殿上辺渡_二出納_一、非藏人運送、

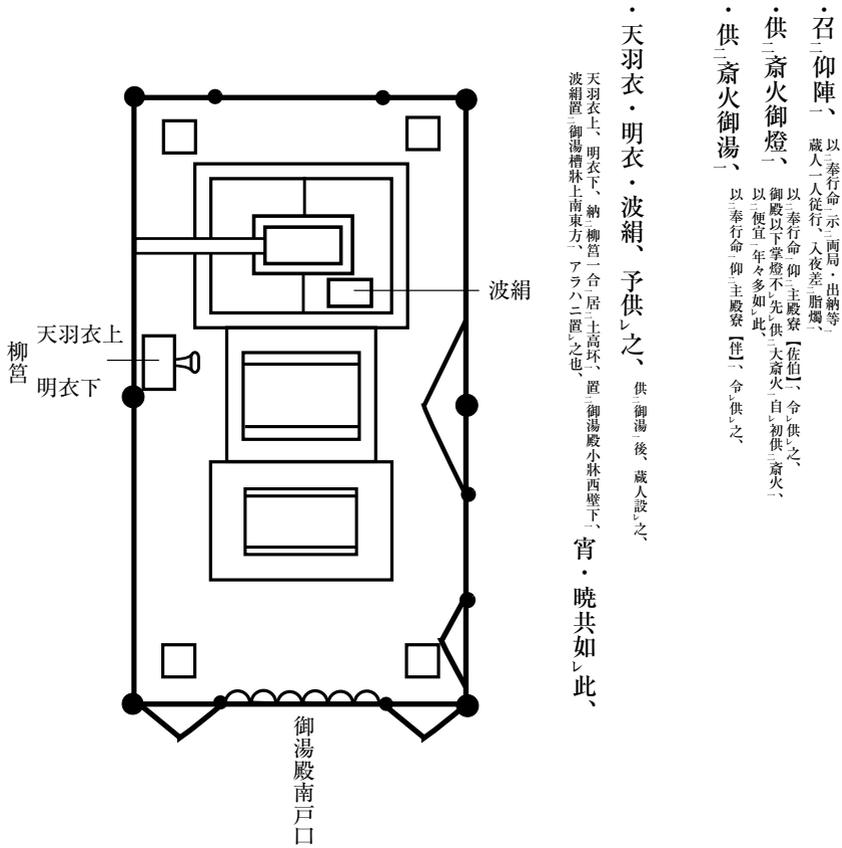


図6 神嘉殿西庇御湯殿図（筆者翻刻）

・出御、公卿弁 少納言 侍從 次將 御服

奉行催_レ之、

兩局・出納 内膳司 御厨子所 典藥

藥所已上出納
令伝之

宮主以仕人告
内侍所

藏人催_レ之、

命_二將監_一令_レ昇_二下契櫃_一事、

命_二主水司_一令_レ供_二替御椽水_一事、

閉_二南殿御後東西戸_一事、出御後、直開 西戸、
為采女 路也、

三殿掌燈檢知事、

九丁表

(貼紙) 九丁表

寛政十一年十一月十三日、御齋服・御幘供進、資董朝臣也、依_二便宜_一宵・曉両度共予供_二大牀上_一、

同十二年十一月十三日、同断供進同人也、

同日、依_レ有_二真御浴_一有_レ加_二増_一之、其明衣一襟固有二襟
為二重、御手拭三包櫃
紙、御足拭三幅四角也、
以上各布也、

檜杓大小二柄等也、御手拭・御足拭、皆納_二柳筥中_一、杓二柄置_二御湯槽之北_一・中牀之上_一也、即如_レ

図、且_二人_一之料手巾一、密々置_二中牀下押角之辺_一、

奉行(兼室)
頼寿朝臣、

御湯殿役同人・延光、

享和元年十一月
 十八日、真御浴与
 昨年又相違之分、
 一御湯桶、
加増

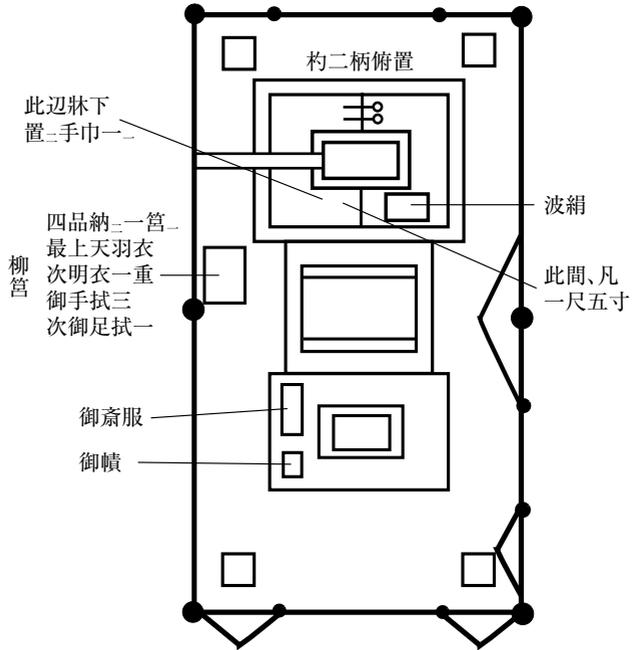


图7 寛政十二年神嘉殿西庇御湯殿図（筆者翻刻）
 （実際には图8の下に位置）

一 御湯槽、寄南
一 柳篁置所、

∴ 南殿之儀

近衛引陣、中将・少将各一人、左右相對列立階下、
將監・將曹・府生・番長・近衛代各二人、同列候其後、

御輿長群二候御階左右羽林許一、

主殿官人可執二立明一者、左右各三人候二庭燎辺一、

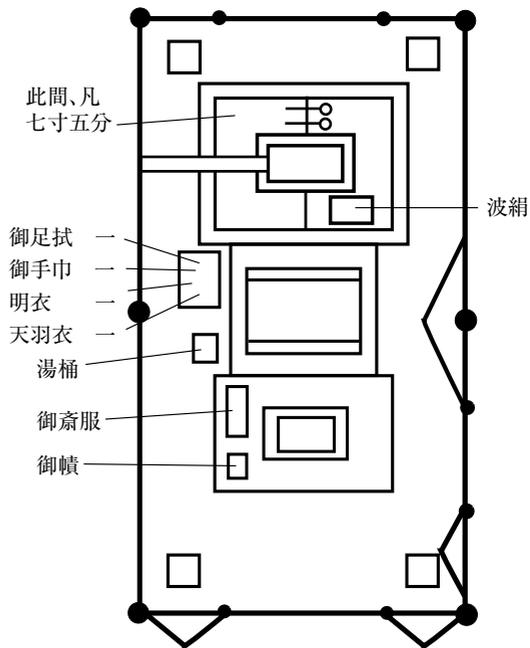


図8 享和元年神嘉殿西庇御湯殿図（筆者翻刻）
（実際には図7の上に別紙で貼付）

左右將監昇^三立契櫃於西階下^一、

宸儀立^三御々帳前^一、

「九丁裏

閑白候^二御裾^一、

内侍捧^三劍璽^一候^二左右^一、

女藏人候^二御帳後^一、

職事列^三南簀子西方^一、

東豎子昇^三西階^一候^二職事傍^一、

采女以下自^三北簀子^一經^二御後^一候^二御膳宿^一、

左右近次將向^二日華門^一、引率御輿長、主殿一人執燵、

□^②御輿於日華門橋前^一、

「十丁表

□^①膺次將見^二御座靶^一、

公卿以下列^二立南庭^一、留守弁在此列、

少納言以下立^二長楽門橋上^一、

中務省撤^三尋常版位^一、

蓋^二御輿於南階上^一、次將副之留立級上、主殿執燵至階下、

主殿官人撤^三御座靶^一、

上臈次将安^二 宝劍於御輿中^一、
宸儀乘御、無警蹕、

「十丁裏

上臈次将賜^二御插鞋於東豎子^一、更進安^二 神靈於御輿中^一、

此間采女・縫司・闈司等、降^二西階^一、藏人一人引導、

関白帖^二入御裾^一、降^二西階^一給、

東豎子降^二西階^一、授御插鞋於内豎、

職事降^二西階^一、内侍・女藏人扶持、
尚留階上、

内侍・女藏人降^二西階^一、五位・六位藏人
扶持、

御輿 出御、

「十一丁表

立明

「御服奉仕之人、為二
公卿、則加此列、」

公卿 同 鈴鑰櫃 主鈴 監物 少納言 弁 契櫃

立明

右近衛府 近衛代 番長 府生 将曹 将監
左近衛府 近衛代 番長 府生 将曹 将監

次将 立明 次将

御腰輿 関白 東豎子

次将 立明 次将

女官 職事 侍従 御薬陪従 所衆 御厨子所預

〔御服奉仕之人、為二殿上人一則加此列、〕

∴中和院之儀

公卿列^二立^一西炬火屋北^一、北上面

弁・少納言及鈴契櫃留^二立^一幔門外^一、西方

次将相對立^二階下^一、将監以下候^二其後^一、右東左西

蓋^二御輿於神嘉殿南階下^一、西方 御輿長等退去幔外、主殿四人執、篋屈候階下、東面

「十二丁裏

「十二丁表

関白候^二御輿傍^一給、

「十二丁裏

東堅子候^二東炬火屋前^一、内堅執御插鞋
副之

職事候^二東炬火舎前^一、入自掖門、

侍従・御葉陪従・所衆・御厨子所預候^二便所^一、入自掖門、

内侍入^二右掖門代^一北行、昇^二西階^一經^二南廂^一、入^二西隔殿南面西戸^一、五位藏人
扶持、

女藏人經^二同路^一昇^二同階^一、經^二西北簀子^一入^二腋戸^一候^二御後^一、六位藏人
扶持、

縫司一人相従昇^二西北小階^一、經^二北簀子^一入^二同所^一、

采女十人入^二左掖門代^一北行、候^二東舎北一間^一、六位藏人
引導、

闈司一人入^二同門代^一着^二中門内草摺^一、

「十三丁表

上臈次将執^二宝劍^一授^二内侍^一、

宸儀下御、入^二御西隔殿^一、藏人頭
袈裟、

藏人頭献^二御插鞋^一、東堅子
進之、

関白候^二御裾^一、

上臈次将執^二神璽^一授^二内侍^一、賜^二御插鞋^一授^二東堅子^一、

公卿以下着^二西舎座^一、

御輿長等撤^二 御輿^一、安^二西廊代^一、諸大夫間、西板廂也、

次将副^二御輿^一退去、将監以下入^二幄屋^一、

主殿消^レ燎退去、

掃部撤^二筵道布^一、

契櫃舁^二居西幔外砌上葉薦上^一、

鈴鑰櫃舁^二居南階西砌上葉薦上^一、

少納言監臨之後、着^二西舎座^一、

職事候^二殿西南簀子^一、

御服人候^二其南辺^一、

・先公卿以下起^レ座、

手水篋、出^二右殿門^一列立中門外、大舎人叩^レ門、

次闔司奏、

次将陣^二階下^一、

次供^二神座^一、次将^二二人舁^一殿開^レ戸、掃部^二三人參^一入神殿、

先納言執^二打掃筥^一、

「十三丁裏

「十四丁表

・先御湯殿儀、

御湯殿役人候^二天氣^一、脱^二表衣着^一、今支^二主殿寮^一【伴】七度旨^二斗供^一御湯、

次供^二御斎服^一、藏人頭試^レ之、藏入於^二御湯殿南幌下^一伝^レ之、【不^レ下^レ裾】

次供^二御幘^一、

次着^二御々服^一、

次供^二御手水^一、

次參議・弁昇二坂枕一、

陪膳 藏人頭執御案、藏人取伝同上一、
益供 五位藏人取御盥椽、

「十四丁裏

一次少納言・侍從・外記・史、昇二短晷一、

同二人執御手巾篋、
益供 一人之時、
陪膳 藏人頭御盥椽居案執之、
益供 五位藏人執御手巾篋、

次侍從・外記・史・內舍人・內豎・大舍人昇二長晷一、

掃部供畢退下、
次將閉戸下殿、

次供二御笏一、藏人頭獻之、
藏人取伝同上、

次供二寢具一、藏人見次將閉戸下殿、經殿東北簀子間而脇戸、以縫司告可被供寢具、
且供畢可有案内、由於內侍、閉戸直至東舍、幸時申采女來待戸外、

此間整二神膳行列一、供神座之間、藏人命內膳司催之、但伴造、采女朝臣以下、暫
令躑立東階東、可待案内、而參進稱警蹕申舍、

次申レ時、藏人自東舍引率采女、昇殿東階至北簀子、待脇戸外、開供寢具了由、令申之、采女人
脇戸跪長押下中央、向南申之、其詞イヒトツ、申了閉脇戸、經本路還入東舍、若御勿示供進、則亦待可令申之也、

宸儀立二御中戸外一、

次稱二警蹕一、以奉行命於東階邊、以內膳司
告采女朝臣令稱之、

「十五丁表

…神饌之儀

伴造類應、盆、手執、燎

采女朝臣執、削木、

宮主執、竹杖、

水取連執、輶、槽、

水部執、多志、良加、

陪膳典水執、御、楊、枝、莖、

後取典水執、御、手、中、莖、

陪膳采女執、神、食、薦、

「十五丁裏

後取采女

采女

同

同

同

同 同

高橋朝臣

膳部

同

同二人

造酒司

酒部二人

主水司官人二人

神祇官人二人・宮内官人二人、立屏内一檢察、

「十六丁表

先伴造執燎進、立神殿東階下南方、北面、

次采女朝臣捧削木一称警蹕、其詞進食、其声高長、進立同北方、南面、

次宮主昇^一同階^一入^レ自^二南廂東戶^一、候^三東隔殿座^二、小筵 坤面

次水取連執^二蝦鱒糟^一、水部執^二多志良加^一、共進昇^二同階^一、候^三南廂東戶外^一、簀子敷 南上西面

次陪膳典水執^二御楊枝筥^一、後取典水執^二御手巾筥^一、共進昇^二同階^一、入^三南廂東戶^一、東面相跪、陪膳南、後取北、

次供^二蝦鱒糟^一、典水^二人所執筥^一、暫預^二水取連^一昇^レ之、〔水取連ノ授之〕自東隔殿入神殿 東戶、陪膳入^二觀內^一留候、後取不^レ入^二觀內^一本路退出、居^三南廂東戶內^一、

次供^二御楊枝筥^一、後取執^レ之參進、〔水取連ノ授之〕有^二神殿東戶外^一、授^二陪膳^一、々々自觀內^一授^レ之、

「十六丁裏

次供^二御手巾筥^一、同上、

次供^二多志良加^一、同上、水部 取^レ之、

有^二御手水儀^一、後取留候^二戶外^一待^二御手水畢^一、水取連・水部等高候 簀子敷、

次撤^二多志良加^一、陪膳自^二觀內^一授^レ之、後取自^二戶外^一取^レ之、持出授^二水部^一、

次撤^二御手巾筥^一、同上、持出預^二水取連^一、

次撤^二御楊枝筥^一、同上、

次撤^二蝦鱒糟^一、〔精力〕陪膳与^二後取^一昇^レ之、出^二初所^一 返^二授^一水取連、

次陪膳・後取^等典水各執^二所^レ預筥^一、水取連 授^レ之、入^二東隔殿^一候^レ座、

次水取連^{執^二蝦鱒糟^一、}・水部^{執^二多志良加^一、}相共下^レ殿、去階東^三許丈^一列立、主水官人以東 西上南面、

次宮主下^レ殿立^二階北^一、采女朝臣之東、南面、

「十七丁表

先_レ是、陪膳采女以下主水司官人以上、更北行向_レ南列立、

次八_レ姫執_レ物昇_レ殿、〔藏人降_二東階、告_一陪膳采女_レ、催_レ之、〕

先神食薦、陪膳采女執_レ之、參進昇_二東階、入_一南廂東戸、
經_二東階殿、入_一神殿東戸、留_二候_一觀内、

次御食薦、後取采女執_レ之、參進同上、
自_二觀外_一授_二陪膳_一留_二候_一其所、

次御箸筥、采女執_レ之、參進同上、
授_二後取_一々々授_二陪膳_一、

次葉盤筥、同上、

次御飯筥、同上、

次鮮物筥、同上、

次干物筥、同上、

次御菓子筥、同上、已上采女授_二後取_一後、群_二候_一東階殿座、

次宮主昇_レ殿候_二本座_一、

次高橋朝臣執_二汁漬案_一昇_二東階_一、參_二候_一南廂東戸外、簀子敷_二膳部_一

二人各執_二空盞_一、參_二候_一同所、南上_二西面_一、又二人昇_二御羹案_一參進、安_二其傍_一退下、

次供_二和布汁漬_一、高橋朝臣自_二戸外_一授_レ之、采女於_二戸内_一
取_レ之、還入授_二後取_一、々々授_二陪膳_一、

次供_二匏汁漬_一、同上、

次供_二御羹_一、陪膳盛_二空盞_一授_二高橋朝臣_一、〔隨_二期_一於_二戸外_一盛_レ之〕
高橋朝臣授_二采女_一同上、

「十七丁裏

「十八丁表

次供^二御羹、^一 同上盛了、膳部昇案退下候 本列、高橋朝臣猶留候、

有^二 御供進之儀、^一

此間造酒司・酒部等、昇^二酒器案^一昇^二東階、^一參^二候南廂東戶外、^一

簀子敷高橋朝臣之北南上西面

又^下有^二宮主擲^二本柏^一之儀、^上 陪膳采女至宮主代座前賜本柏、宮主密々出自懷中取換供之、

次供^二白御酒、^一 神酒 瓶子、造酒司自戶外授之、采女出於戶内取之、還入授後取、々々授陪膳、

次供^二白御酒、^一 神酒 瓶子、同上、

次供^二黑御酒、^一 瓶子、同上、

次供^二黑御酒、^一 瓶子、同上、

已上瓶子四口、於^二神殿^一陪膳盛^二本柏、^一

次撤^二瓶子、^一 陪膳授後取、々々授采女、々々持出於初所、返授造酒司、

次撤^二瓶子、^一 同上、

次撤^二瓶子、^一 同上、

次撤^二瓶子、^一 同上、

此間主水司官人二人、昇^二居御粥案於簀子敷、^一 高橋朝臣之北居之、官人退下、

次供^二米御粥、^一 高橋朝臣自戶外授之、采女出於戶内取之、還入授後取、々々授陪膳、

次供^二米御粥、^一 同上、

「十八丁裏

「十九丁表

次供_二粟御粥_一、同上

次供_二粟御粥_一、同上

有_二御供進之儀_一、

次供_二白御酒_一、直會 造酒司於戶外盛御盃授之、采女出於戸内取之、還入授後取、々々授陪膳、

次供_二白御酒_一、同上

次供_二白御酒_一、同上

次供_二白御酒_一、直會 同上

次供_二黒御酒_一、直會 同上

次供_二黒御酒_一、直會 同上

次供_二黒御酒_一、直會 同上

次供_二黒御酒_一、直會 同上

次陪膳采女出_二戶外_一、閉_二神殿東戸_一、

次宮主祈申、

此間造酒司酒部等、昇_レ案退下、復_二本列_一、

次撤_二粟御粥_一、陪膳授後取、々々授采女、々々持出於初所、授高橋朝臣、

次撤_二粟御粥_一、同上

次撤_二米御粥、
同上、

次撤_二米御粥、
同上、

已上主水官人参上受_レ之、昇_レ案退下復_二本列、

次撤_二御羹、
同上、

次撤_二御羹、
同上、

已上膳部二人昇_レ案参_二上簀子_一受_レ之、退下復_二本列、

「二十丁裏

次撤_二炮汁漬、
同上、

次撤_二和布汁漬、
同上、

已上高橋朝臣受_レ之、執_レ案退下復_二本列、

次撤_二御^(菓子)□□筥、
陪膳授_二後取、々々授_二采女、々々執_レ之退下復_二本列、

次撤_二干物筥、
同上、

次撤_二鮮物筥、
同上、

次撤_二御飯筥、
同上、

次撤_二葉盤筥、
同上、

「二十一丁表

次撤_二御箸筥、
同上、

次撤_二御食薦、
陪膳授_二後取、々々執_レ之退下復_二本列、

次撤^二神食薦^一、陪膳執^レ之、退出
復^二本列^一、

曉之度、陪膳・後取等、不^レ直下^レ殿、暫留^二居東隔殿、待^二御手水畢、入^二御西隔殿^一之期、陪膳
采女候、西隔殿南面西戸下^一、^二藏入頭^一引道之^二申^一御膳平供奉由畢、各退下復^二本列^一、^二奏聞之間、後取^一執^二神食薦^一、

次水取連・水部等、参^二上簀子^一、如^二初儀^一、
以下同、

次陪膳・後取典水、各執^レ筥出^レ自^二東隔殿^一、居^二戸内^一、

次供^二蝦鱒槽^一、

次供^二御楊枝筥^一、

次供^二御手巾筥^一、

次供^二多志良加^一、

有^二御手水之儀^一、

次撤^二多志良加^一、

次撤^二御手巾筥^一、

次撤^二御楊枝筥^一、

次撤^二蝦鱒槽^一、

次典水二人執^レ筥下^レ殿、列^二立陪膳采女西^一、西上南面、

「二十二丁表

次水取連・水部^(等方)□、下^レ殿、列^二立陪膳典水西^一、西上南面、

次宮主下^レ殿、立^二水取連西^一、采女朝臣
之東、

「二十一丁裏

此間 入^二御西隔殿^一

曉之度、有^二采女 奏聞之儀^一

次伴造以下行列、還^二入東舍^一

次内膳・主水官人各一人、更進出申^二夕御膳平供由於宮内丞^一退入、

次神祇・宮内官人退出、

「二十二丁裏

・撤^二寢具^一

「藏人伺定入^二御西隔殿^一、至^二北簀子^一開脇戸、以^二縫司^一告^二可^一被^レ撤^レ寢具^一由於内侍上」

「曉之度、示^レ撤畢可有^二案内^一由^レ暫待^二戸外^一、聞^レ撤畢由^一、直告^二次將昇^一殿開^レ戸之期^一」

・^(内方)□々 入御、

告^二西舍上卿^一

告^二近衛幄^一

采女透引、自^二東舍^一經^二北幕東^一間^一昇^二女官階^一

「二十三丁表

内々入御之間、
・供替之儀、以^二奉行命^一藏人檢^レ知之、御服供替之間、暫停^二諸司參入^一

□〇

- 一 脱御之御斎服・御襲^等・御袴^等、帖^レ之盛^二柳筥蓋^一、撤^レ之納^二韓櫃^一、
- 一 脱御之天羽衣・明衣・波絹^等、納^二柳筥一合^一居^二土高坏^一、撤^レ之附^二奉行^一、
- 一 脱御之帛御衣、在^二隔殿^一更以^二柳筥蓋^一盛^レ之、置^二御後方^一、
- 一 御笏^乍蓋^二・御檜扇^等、在^二隔殿^一御座上其俣置也、
- 一 隔殿火爐一口、授^二主殿寮^伴一、改生^レ炭後、藏人設^二本所^一、

「二十三丁裏

- 一 隔殿燈台二基、指^レ油召^二於主殿寮^{佐伯}一、藏人奉仕、
- 一 御湯殿御湯・指油^等、諸司奉仕、事訖設^二御服事^一、

御斎服・御襲^等・御袴^等裏^{、以生二幅}、盛^二柳筥蓋^一其上加^レ玉、

御帶置^二大牀上御畳西^一、^{北方置之、南北妻也、}

御噴納^二柳筥一居^二土高坏^一、置^二大牀上御畳西^一、^{御服之南及置之、}

^{豊東、則御噴亦置御畳正面与御服}
^{相对、但御噴無供替宵・晚同物也、}

天羽衣・明衣等、納^二柳筥一合^一、^{天羽衣上、}居^二土高坏^一置^二西壁下^一、^{同宵、}

波絹置^二御湯槽牀上南東方^一、^{同宵、}

「二十四丁表

已上供替藏人奉仕、其後一人宛候レ之令ニ守護、
 是劍璽・御服等被レ置之間、禁ニ諸司參入一也、
 命ニ兩局・出納・内膳司等一、令ニ奉ニ仕供替一、
 隔殿諸司不參入、

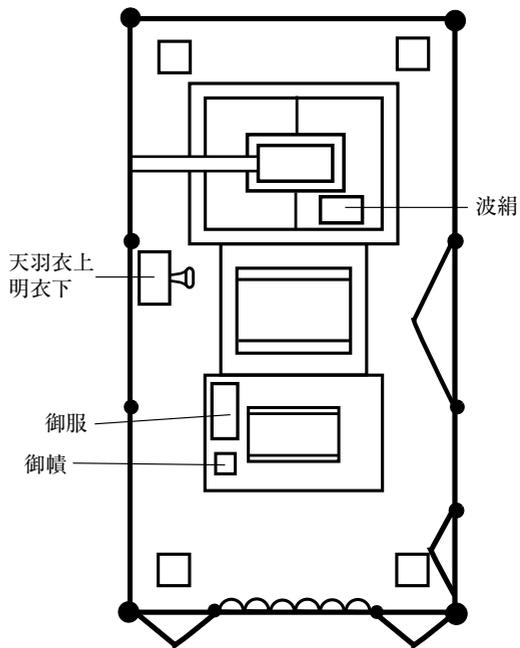


图9 神嘉殿西庇御湯殿供替图（筆者翻刻）

采女 至女官階辺待受、
經本路引導東舎、

藏人誘引、

・先御浴、同宵

・供寝具、〔出御隔殿後、直催之、暫待戸外、間供進畢由引導、〕

〔二十五丁裏

次御服、

次御手水、同宵

此間整神饌行列、〔時申采女候戸外待御手水供進畢、〕

次申時、〔御手水・寝具、皆供進畢、令申之、其儀如宵。〕〔其詞ウシ／ヒトツ。〕

宸儀立御中戸外、

次称警蹕、〔同宵〕

神饌次第同宵、

〔二十六丁表

・還御之儀并催之事、

御務供進之頃、

兩局・出納、催諸司事、

同

關司着草摺事、

同

御輿昇出安便所事、

同

次將・大齋公卿・御服、催之事、

御手水之頃、

西舍公卿告起座事、關司奏了、南殿仮立申合、

同

次將引陣、

公卿以下列立中門外後、采女奏聞之頃也、

關司奏、

關司奏了、撤寢具之間也、

公卿以下進立南庭、掃部官人問之、

撤寢具間、

次將脱兵具、

撤寢具後、

次將昇殿開戸、掃部官人參入神殿、

公卿以下參進撤神座、掃部官人退下、

次將閉戸下殿、

掃部官人數^二筵道^一、

「二十七丁表

次將向^二御[□]所^一、

公卿列^二立^二西炬火舍南^一、

御輿蓋^二南階下^一、次將副^レ之、主殿執^レ燎、東面昇居、輿子退候、

將監以下、列^二候次將後^一、

東豎子候^二南階西砌下^一、内豎執^レ御挿鞋^一、副^レ之、

鈴鑰櫃・契櫃昇出、

此間、換^二御々服^一、

宸儀立^二御南廂御階中央^一、

「二十七丁裏

関白候^二御裾^一、

藏人頭献^二御挿鞋^一、

内侍執^二劍璽^一立^二左右^一、

上臈次將安^二宝劍於御輿中^一、

宸儀乘御、

上臈次將賜^二御挿鞋於東豎子^一、更進安^二

神璽於御輿中^一、

関白帖^二入御裾^一、着^レ沓候^レ傍給、

内侍・女藏人、降^(西カ)□階^(中カ)出^(立カ)□右腋門代、
□□門代西、縫司相從、^(五位・六位藏人、扶持如レ初)

「二十八丁表

采女・闈司□□^(立)左腋門代内、
藏人引導

職事候^(南庭)、

侍從・御葉陪從以下、候^(便所)、

弁・少納言、鈴鑰櫃・契櫃^(等)、候^(幔門外)、
西カ

御輿 出御行列、如^(レ)初、

近衛発^(レ)歌、
至^(月)華門外^(修)之、

大齋公卿名謁、
左次將問^(レ)之、

少納言以下、立^(三)長楽門橋上、

「二十八丁裏

公卿以下列^(三)立南庭、
留守弁候^(此列)

將監以下候^(三)階下、

次將立^(三)階上、

関白昇^(三)西階、候^(三)南簀子^(給)、

内侍昇^(三)西階、候^(三)御帳前左右、

女藏人昇^(三)西階、候^(三)御帳後、

采女以下昇^(三)西階、自^(三)御膳宿^(三)經^(三)御後、北簀子^(等)退入、

職事昇^(西力)□階、□候^(西力)南簀子、

「二十九丁表

東豎子^(昇力)□^(階力)西□、執^(階力)御挿鞋^(階力)候^(階力)職事傍、^(後、退下、)

侍從・御葉陪從以下候^(階力)西階下、

蓋^(階力)御輿於南階上、^(東面、御輿長等退候階下左右、)

上臈次將執^(階力)宝劍^(階力)授^(階力)内侍、

宸儀下御、立^(階力)御々帳前、

関白候^(階力)御裾、

藏人頭猷^(階力)御挿鞋、

上臈次將執^(階力)神璽^(階力)授^(階力)内侍、

「二十九丁裏

主殿官人奉^(階力)御座靶、

退^(階力)御輿、出^(階力)日華門、^(次將副之退出、左將一人留階下、)

小斎公卿名謁、^(左將副之、)

入御、

公卿以下退出、

三十丁裏 (空白)

∴大殿祭之儀 還御以前、留守弁・同藏人、相催奉仕之、

先催御巫裝束、内々入御清涼殿後、以小舎人申遣内侍所、

次催中臣以下参入、内々出御神嘉殿後、以小舎人申遣内侍所、

次中臣以下整列参入、入日華門、経明義・仙華等門、

宮主 中臣 案 神部二人昇之、居士錢・米・土苴、

史生 忌 (部) (案カ) 居酒瓶・木綿・(等カ) 宮、(部) 昇之、

日華門外行列如レ此、

「三十一丁表

中臣 忌部 宮 (案) (案) 史生 (案) (案) 経

日華門内行列如レ此、

中臣・忌部昇南廊小板敷、列候東簀子、南第一間北経以南、西面北上、無円座、

宮主・史生等分候小板敷砌下、神部等昇居案二脚於同砌下、

御巫二人列候忌部南、密々経廊下、参上、不経庭上、

「三十丁表

留主弁・同藏人候^二便所^一、各參候之後、弁告^二中臣^一催^レ之、不^レ撤^二筵道布單^一、不^レ執^二脂燭^一、

先中臣移^二着孫廂南^一、北面、無^レ座、

次御巫伝^二土錢宮於忌部^一、上^レ賜御巫役^レ之、留守弁引^レ導^レ之、御巫授^レ宮後、猶留^二候其所^一、

次忌部掛^二土錢^一、留守弁引^レ導^レ之、忌部掛了復^レ座、返^二授宮於御巫^一、々々返^二置案上^一、

次御巫散^レ米、下^レ賜奉^二仕^一之、藏人引^レ導^レ之、

次御巫灑^レ酒、上^レ賜奉^二仕^一之、弁引^レ導^レ之、

次御巫散^二木綿^一、下^レ賜奉^二仕^一之、藏人引^レ導^レ之、

先石灰壇 出^二入廂南第一間^一、

次夜御殿 経^二御帳後^一、

次朝餉間、

次御湯、

以上每^レ間始^レ (善)終 (良) 〇 〇 〇 〇 〇

但本儀、先石灰壇、土錢、散^レ米、灑^レ酒、散^レ木綿畢、次夜御殿亦如^レ此、朝餉・御湯殿、每^レ間皆如^レ此、此次第可^二奉仕^一也、然以^二時移^一多略^レ之、其儀掛^二土錢^一

人、先石灰壇・夜御殿・朝餉・御湯殿等、一度掛^レ之畢、次散^レ米人、

亦石灰壇・夜御殿・朝餉・御湯殿等、一度散^レ之畢、灑^レ酒・散^レ木綿、

各如^レ此隨^二便宜^一也、

「三十一丁裏

「三十二丁表

次南殿、中臣、忌部以下、経、仙花、明義【等】門昇南殿西階、宮主・史生、分候退下、神部畢之案於階下、御巫二人、密々経長橋至南殿、弁威人引導之、

中臣・忌部列二候母屋西第二・三間辺、東面、無座、

御巫伝三土銭筥於忌部、同前、

□部掛三土銭、同前、

「三十二丁裏

御巫散レ米、同前、

御巫灑レ酒、同前、

御巫散三木綿、同前、

先母屋中央、

次御膳宿、

以上、毎レ間始レ異終レ良、同前、

次承明門、御巫一人降西階参向、散灑米・酒、【土銭・木綿／無之】而儀経西廻廊参向、暗夜差脂燭、【主殿官人雖可差之、依還御以前事、】渡神祇官人、令神部差之、庭上不及引導、

次中臣以下経二本□□□□、御巫密々経廊下、□□同前、

「三十三丁表

三十三丁裏（空白）

・留守藏人商量之儀

一 出^二御南殿^一後、密々走^二向神嘉殿^一、小斎御灯以下灯台・灯械・掌灯及火炉、其外檢知之事、女官階昇降便宜也、且主殿寮指油器、予召^三寄之、密々隨身亦有^レ便。

留守弁南庭之儀畢走来、同檢知予申合事、

一 内々 入御以前、清涼殿掌灯檢知之事、

一 内々 入御以後、以^二小舍人^一候^二御巫装束^一事、

一 内々 出御以□、□□弁相^二催大殿祭^一事、中臣以下參進之儀、以□□舍人申遣内侍所、

一 還御以前、紫・清兩殿掌灯檢知、南殿密々□^(命カ)、主殿寮有^レ便、并可^レ候^二東庭^一諸司

催^レ之事、御藏脂燭、主殿庭燭

一 行幸之時、於^二月華門内北廊^一拜^レ之、還御之時、於^二月華門外北

腋^一拜^レ之、近習・内々・外様番衆同所、

「三十四丁表

「三十四丁裏

解斎御手水・御粥、
 還御之後、撤_二筵道布單、自余裝束如_レ實、
 但無_二行幸時、下_二格子、只上_二大床子間・鬼間【等】、

∴ 御裝束之儀

大床子御座前灯台、_二二基、已_二下_二四基南殿料、

蔦杉戸廊下、_同、_一一基、

御膳宿、_同、_一一基、

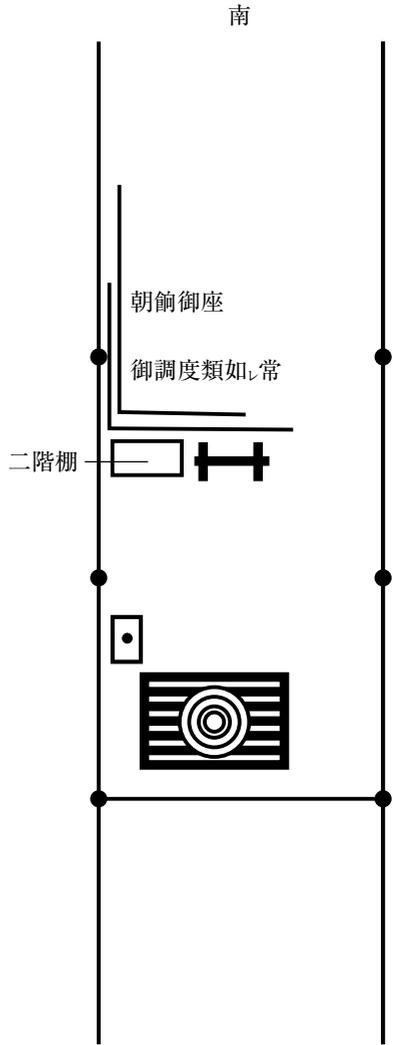
鬼間東南鳥居□□、_二二枚撤_レ之、

同間西南部下設_二御膳厨子、

同間撤_二殿下_二円座、

御手水間、撤_レ畳移_二立大床子於布障子南一許尺、其南寄_レ東立_二灯

台、押_二遣小障子於朝餉御屏風方、其東安_二階柵、



水具主水司調進、鏑設_二蔦杉戸廊下_一、以_三屏風_二圍_レ之、

白木御手洗一口、_{戸、無}

居_二白木机_一、

白木二階机一脚、

上層敷_二調布_一、其上並_三置御手

巾篋_一合_二粉一坏_一・匕一支等_一、

但御手洗葛_一等_一、神嘉殿
所_レ用同物也、自余物雖_レ或以_二
便宜_一予設_レ之、缶水以_レ此時可_レ
令_レ供改也、

图 10 御手水間圖 (筆者翻刻)

「三十五丁裏

下層置^二藁履一足^一、無[〃]、
 缶一口・杓一柄、^{俯置}
 居^二白木八脚机^一、^{缶上}

黒漆御台盤一脚^{〔安カ〕}、^{出納調進}御膳宿^一、

主水司具^二御膳辛櫃^一、候^二御膳宿南西遣戸外^一、

主殿司具^二手水具^一、候^二渡廊辺^一、

∴供進之儀^{御手水供進女房沙汰也}

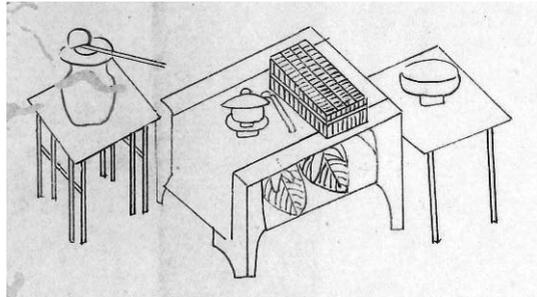


図 11 手水具調進図

先催^二采女、令^レ昇^二立御台盤^一、黒漆二脚、御箸二双居、土器、昇、立鬼間正中、或安、簀子、
職事列^二候馬形障子^一、

「三十六丁裏

□□在^二殿上^一、則益供藏人、自^二下戶外^一告^二御膳具由^一、

次陪膳洗^レ手、於^二高遣戸^一主殿司役^レ之、於^二貫首藏人^一役^レ之、藏人同^レ之、

次昇^二立御台盤於大床子前^一、陪膳益供昇^レ之、無警蹕、

次供^二御粥^一、主水司自^二御膳宿^一供^レ之、采女持參於^二鬼間^一授^二益供^一、益供持參^二陪膳許^一、陪膳取^レ之居^二御台盤西歸^一、

次供^二御菜^一、同^レ上^一、三種相並居^二馬頭南^一、

次供^二御汁^一、同^レ上^一、居^二御粥南^一、

已上空盤^三枚置^二御膳厨子上^一、采女殘^二一枚^一撤^二二枚^一、

陪膳退着^二円座^一、

「三十七丁表

藏人執^二台盤所簾^一□^一奏^二供了由^一、退^二候鬼間東障子下^一、

御手水之儀畢、出^二御大床子御座^一、立^二御箸於粥上^一、入御、

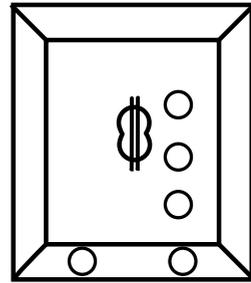
次陪膳召^二男共^一、不^レ仰^二撤由^一、

次撤^二御粥・御菜・御汁^一、益供持參^二空盤^一、陪膳一度撤^レ之、益供持出^二於鬼間^一、授^二采女^一、々々持出^二於御膳宿^一返^二下主水司^一、

次撤^二御台盤^一、陪膳・益供昇^レ之安^二本所^一、采女昇^レ出^二御膳宿方^一、

職事退入脱^二小忌^一、

御台盤供進之図



西

図 12 御台盤供進之図